

第五次長野市総合計画 (環境分野 抜粋)

➤ 計画期間

基本構想：10 年間 平成 29 年度から令和 8 年度まで

基本計画： 5 年間 前期基本計画 平成 29 年度から令和 3 年度
後期基本計画 令和 4 年度から令和 8 年度

土地利用構想

土地利用構想は、社会・経済情勢や本市の土地利用の状況、国・県が策定する国土利用計画を踏まえ、今後の本市の適正な土地利用を促進するための基本的な方針を示すものです。

土地利用の状況

① 土地利用区分別面積(平成28年4月現在)

土地利用区分	面積(ha)	構成比(%)
農地	8,340	10
田	2,360	農地、田と畑は、10ha未満を四捨五入しているため、合計と一致しない
畑	5,990	
森林	53,993	65
原野等(原野・採草放牧地)	849	1
水面・河川・水路	2,913	3
道路	3,711	4
宅地	6,416	8
住宅地	4,388	
工業用地	192	
その他の宅地	1,836	
その他	7,259	9
市全体	83,481	100

② 関係法令に基づく計画区域面積(平成28年4月現在)

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域面積(ha)	
都市計画法	都市計画区域	21,541	市域の約26%
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	43,536	市域の約52%
森林法	地域森林計画対象民有林	41,472	市域の約50%
自然公園法	国立公園区域	10,204	市域の約12%

土地利用の現況と課題

- 市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地は、市民の理解と協働の下、公共の福祉を十分考慮し、長期的視点に立った利用を進める必要があります。
- 人口減少の進行などの社会情勢の変化による中心市街地の空洞化の進行、低・未利用地や空き家の増加などから、都市的土地利用[※]の需要が減少しています。
また、農業の担い手不足による荒廃農地の増加、木材価格の低迷等に伴い適切施業がされない森林が増加していることなどから、農林業的土地利用の需要が減少しています。
このように、全体として土地利用の需要が減少することから、土地を適切に管理し、有効に利用する必要があります。
- 自然環境の悪化は、生態系の持つ食料・水の供給機能など生活基盤の維持に影響するとともに、生物多様性や美しい景観など貴重な資源の喪失を招くおそれがあることから、自然環境を保全し、適正に活用することが求められています。
- 東日本大震災や長野県神城断層地震、集中豪雨などの経験により、安全・安心に対する意識が高まっていることから、自然災害等に対応するため、安全に配慮した土地利用が必要となります。

※ 都市的土地利用 …………… 住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等の主として人工的施設による土地利用のこと。

土地利用の 基本方針

- ◆ 土地の適切な管理と有効利用
- ◆ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ◆ 安全で安心できる土地利用

◆ 土地の適切な管理と有効利用

都市的土地利用については、地域の特性に応じて市街地では都市機能を集約し、市街地周辺地域や中山間地域では生活機能を維持するとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを促進します。

また、互いの機能を補うネットワークの形成に取り組みます。

農業生産活動による土地利用については、優良農地の確保のほか、担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生抑制と農地の有効利用を促進します。

また、林業生産活動による土地利用については、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を促進します。

◆ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

自然が持つ多様な機能を将来にわたり継承するため、環境保全の取組やバイオマス[※]などの再生可能な資源を活用し、自然環境と調和のとれた適正な土地利用を推進します。

美しい自然、歴史・文化を感じるまちなみや魅力ある都市空間などの景観の保全・再生・創出に取り組みます。

また、妙高戸隠連山国立公園や千曲川、犀川などの自然資源の活用や緑豊かな里山環境を活かした観光振興などを通じ、交流人口の増加や地域間の人の流れの拡大につなげる土地利用を推進します。

◆ 安全で安心できる土地利用

河川改修などのハード対策とまちづくり・地域づくりとの連携によるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を制限するなどの安全性に配慮します。

※ バイオマス …………… 家畜排せつ物や生ごみ、木くずなど動植物由来の有機物資源のこと。エネルギーとしての利用が可能。そのうち、木質バイオマスエネルギーとは、木材に由来する再生可能な資源からつくられたエネルギーのことで、まき、木炭、チップ、ペレットなどがある。燃焼時に二酸化炭素を排出するが、成長過程で二酸化炭素を吸収しているため、二酸化炭素の排出量はゼロとみなされる。

Ⅱ 基本構想

4 施策の大綱

3 環境分野

人と自然が共生するまち「ながの」

背景

環境に配慮する市民意識が育まれつつある一方、わたしたちの日常生活や社会経済活動が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こす一因となっていることから、環境保全に向けた取組を促進する必要があります。

目指す方向

市民・地域・事業者・行政などの連携の下、豊かな自然環境を保全し次世代へ継承するとともに、環境への配慮を前提に心地よく暮らすことのできる持続可能な社会を形成し、人と自然が共生するまち「ながの」を目指します。

進めるべき政策

1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の形成

- 低炭素社会^{*}を実現します。
- 循環型社会^{*}を実現します。

2 自然と調和した心地よい暮らしづくりの推進

- 豊かな自然環境を保全します。
- 良好な生活環境を保全します。